

令和6年第2回定例会 防災環境産業委員会資料

	頁
1 最近の経済・雇用情勢について……………	2
2 前回の委員会以降の主な事務事業の概要……………	3

令和6年6月12日
産 業 戦 略 部

1 最近の経済・雇用情勢について

(1) 「月例経済報告」における基調判断（令和6年5月27日：内閣府）

- ・ 景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。
- ・ 先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

(2) 茨城県金融経済概況（令和6年6月7日：日本銀行水戸事務所）

- ・ 県内景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。
- ・ 主要支出項目等をみると、個人消費は、ペースを鈍化させつつも、緩やかな増加を続けている。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は、3月企業短期経済観測調査結果（茨城県）では、2023年度は前年度を下回る見込みながら、2024年度は前年度を上回る計画となっている。生産は、海外経済減速の影響などから、このところ弱めの動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。
- ・ なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は上昇した。

【個人消費】 4月の百貨店・スーパー販売額は、3か月振りに前年を下回った。5月の乗用車新車登録台数は、5か月連続で前年を下回った。家電販売は、物価上昇を背景とした消費者の生活防衛意識などから、基調としては、弱含んでいる。

【生産】 3月の鉱工業生産指数(原指数)は、8か月連続で前年を下回った。海外経済減速の影響などからこのところ弱めの動きとなっている。

(3) 雇用情勢（令和6年5月31日：総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
完全失業率 (%) (季節調整値)	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6
完全失業者数 (万人) (原数値)	182	175	169	156	163	177	185	193
有効求人倍率 (季節調整値)	全国	1.29	1.29	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26
	茨城県	1.39	1.39	1.36	1.34	1.31	1.33	1.38

※完全失業率と有効求人倍率の季節調整値は、毎年1月分結果公表時に、過去に遡って改訂

2 前回の委員会以降の主な事務事業の概要

○ アンモニアサプライチェーン構築に向けた実現可能性調査補助金の採択結果について

- ・ 県では、カーボンニュートラル産業拠点の形成を目指し、常陸那珂を起点とした広域のアンモニアサプライチェーン構築構想について検討を進めているところ。
- ・ 令和6年5月31日、水素等のサプライチェーン構築に向けた実現可能性調査を国が支援する「令和6年度非化石エネルギー等導入促進対策費補助金」（経済産業省所管）に、企業と本県が共同申請した下記事業が採択された。
- ・ 引き続き、本年夏頃の公募開始が予定されている水素社会推進法に基づく計画認定制度への申請に向けて、企業間の合意形成が図られるよう、関係各社との協議を進めていく。

【採択事業名】 常陸那珂を起点とした北関東広域アンモニア／水素サプライチェーン整備に関する調査事業

【申請者】 株式会社JERA、日本製鉄株式会社、AGC株式会社、鹿島南共同発電株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、茨城県

令和6年第2回茨城県議会定例会議案等 (産業戦略部関係抜粋)

	頁
第110号議案 令和6年度 茨城県一般会計補正予算(第1号) ……	2
第121号議案 特定調停について ……	4
第123号議案 権利の放棄について ……	6
令和6年度一般会計組替予算概要説明書 ……	8
令和5年度一般会計繰越明許費組替予算概要説明書 ……	10
令和5年度 茨城県一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について ……	13

令和6年6月12日
産 業 戦 略 部

第110号議案

令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,222,847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,252,413,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		14,349,520 ^{千円}	20,000 ^{千円}	14,369,520 ^{千円}
	2 開発費	5,513,338	20,000	5,533,338
4 生活環境費		11,567,672	404,392	11,972,064
	2 環境保全費	9,636,946	404,392	10,041,338
6 保健医療費		137,574,677	71,075	137,645,752
	3 医薬費	11,752,361	71,075	11,823,436
8 労働費		3,681,673	42,100	3,723,773
	1 労働政策費	638,792	42,100	680,892
9 農林水産業費		42,100,775	292,500	42,393,275
	1 農業費	11,547,511	262,000	11,809,511
	4 水産業費	4,485,291	30,500	4,515,791
10 営業戦略費		6,502,834	350,000	6,852,834
	2 誘客・販路拡大推進費	3,764,803	350,000	4,114,803
12 商工費		117,813,618	30,000	117,843,618
	3 中小企業費	2,945,607	30,000	2,975,607
13 土木費		98,954,561	12,780	98,967,341
	1 土木管理費	3,676,615	12,780	3,689,395
歳出合計		1,251,190,267	1,222,847	1,252,413,114

第121号議案

特定調停について

土浦簡易裁判所令和6年(特ノ)第1号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第2号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第3号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第4号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第5号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第6号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第7号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第8号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第9号特定調停事件、同裁判所同年(特ノ)第10号特定調停事件について、県は、次のとおり調停を成立させる。

1 申立人等の住所氏名

(1) 申立人

- ア 土浦市藤沢1458番地
沼野 啓一
- イ 土浦市下高津一丁目18番10号
大槻 利夫
- ウ 土浦市藤沢1356番地
室町 一己
- エ 土浦市真鍋新町10番27-204号 ルシール
色川 孝
- オ 土浦市藤沢新田7番地2
末栖 功
- カ つくば市吾妻1丁目7番地5 レ・ジェイドつくば 1605号
宮本 茂
- キ 土浦市本郷2122番地
大宮 正己
- ク 土浦市田宮1056番地1
伊藤 雄一郎
- ケ 土浦市沢辺757番地
佐藤 豊栄
- コ 土浦市上坂田610番地
完賀 浩光

(2) 相手方

- 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

2 調停成立の方針

- (1) 申立人は、県に対し、県の申立外新治商業協同組合に対する平成5年4月23日付け中小企業高度化資金貸付金の連帯保証債務として、元金539,565,000円及びこれに対する令和4年10月1日から支払済みまで年10.75パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人沼野啓一は、(1)の金員のうち180,000円を、同大槻利夫は、(1)の金員のうち9,737,000円を、同室町一己は、(1)の金員のうち1,934,000円を、同色川孝は、(1)の金員のうち180,000円を、同末栖功は、(1)の金員のうち2,060,000円を、

同宮本茂は、(1)の金員のうち180,000円を、同大宮正己は、(1)の金員のうち396,000円を、同伊藤雄一郎は、(1)の金員のうち1,662,000円を、同佐藤豊栄は、(1)の金員のうち180,000円を、同完賀浩光は、(1)の金員のうち4,943,000円を、県に対し、令和6年12月30日までに支払う。

- (3) 申立人が(2)の支払を怠ったときは、その申立人は、県に対し、(1)の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- (4) 申立人が遅滞することなく(2)の金員を支払ったときは、県は、申立人に対し、(1)のその余の金員の支払義務を免除する。
- (5) 申立人及び県は、申立人と県との間には、本件に関し、この調停条項に定めるもののほか債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停の費用は各自の負担とする。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第123号議案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

区 分	年度又は期別	金 額	債務者住所氏名	権 利 放 棄 の 理 由
中小企業高度化 資金貸付金	平成5年度	539,565,000円 及びその違約 金に係る連帯 保証債務	土浦市藤沢1380番 地1 鈴木 洋一	回収不能のため、権利を放棄するもの

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

2. 令和6年度一般会計組替予算概要説明書

茨城県行政組織規則の一部改正等に伴うもの

(令和6年4月1日)
(単位 千円)

(組替)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
女性活躍・県民協働課				
国際渉外費	65,031	国庫支出金 6,679	58,352	
国際渉外総務費	12,652	—	12,652	国際渉外チームから組替え 職員給与費等 2人
国際渉外費	52,379	国庫支出金 6,679	45,700	国際渉外チームから組替え 国際交流協会運営費補助 (国1/2 県1/2) 県単
保健政策課				
医療整備対策費	88,371	国庫支出金 78,674 財産収入 12,422 計 91,096	△ 2,725	医療局医療政策課から組替え 筑波剖検センター運営事業費 19,391 国補(1/2) 医療施設耐震化施設整備費 68,980 (国1/2)設置者1/2

(3)

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源	備考
		諸収入 75 計 778,091		
技術振興局科学技術振興課				
地域振興総務費	3,876	—	3,876	地域振興課から組替え 職員給与費等 1人
つくば・研究学園都市整備推進費	283,663	使用料 43,093 財産収入 14,282 計 57,375	226,288	地域振興課から組替え つくば国際会議場費
技術振興局科学技術振興課計	287,539	使用料 43,093 財産収入 14,282 計 57,375	230,164	
産地振興課				
東京渉外局費	23,006	諸収入 41	22,965	営業企画課から組替え 職員給与費等 10,713 2人 県産品販売促進費 12,293
販売流通費				
販売流通総務費	10,010	—	10,010	販売流通課から組替え

(17)

3. 令和5年度一般会計繰越明許費組替予算概要説明書

茨城県行政組織規則の一部改正等に伴うもの

(令和6年4月1日)
(単位 千円)

(組替)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
販売戦略課				
農産物輸出促進費				
農産物輸出促進費	120,000	国庫支出金 120,000	—	農産物輸出促進チームから組替え 食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業費 予算計上額 120,000 本年度支出所要額 — 残 額 120,000 不 用 額 — 繰 越 額 120,000
技術振興局科学技術振興課				
つくば・研究学園都市整備推進費	15,180	—	15,180	地域振興課から組替え つくば国際会議場費 予算計上額 276,442 本年度支出所要額 261,262 残 額 15,180 不 用 額 —

(19)

事項	予算額 (20)	特定財源種目金額	一般財源	備考
				繰越額 15,180
合 計	135,180	国庫支出金 120,000	15,180	

令和 6 年 第 2 回 定 例 会

報 告

茨 城 県

1 令和5年度 茨城県一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和5年度茨城県一般会計予算を繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

款	項	事業名	金額(円)
		障害者工賃向上モデル事業費	10,000,000
		障害福祉施設整備事業費	211,573,000
		あすなろの郷再編整備関連事業費	4,422,183,000
		県立施設整備費	59,451,000
	4 長寿福祉費		6,340,187,000
		老人福祉施設整備費	517,640,000
		ロボット介護機器普及支援事業費	81,276,000
		老人福祉施設整備推進事業費	983,583,000
		介護施設等感染拡大防止事業費	2,251,212,000
		介護職員処遇改善事業費	679,850,000
		介護施設等物価高騰対策支援事業費	1,826,626,000
	5 児童福祉費		1,781,210,000
		保育事業対策費	1,318,684,000
		地域児童虐待対策推進事業費	184,585,000
		児童福祉施設等改修費	63,359,000
		民間児童福祉施設整備費	214,582,000
8 労働費			92,903,000
	1 労働政策費	いばらき業務改善奨励金事業費	7,898,000
	2 職業能力開発費	茨城県職業人材育成センター運営事業費	85,005,000
9 農林水産業費			24,020,799,000

左の財源内訳

翌年度繰越額	既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源
10,000,000	-	-	国庫	10,000,000	-
82,413,000	-	-	国庫 県債 計	54,941,000 21,500,000 76,441,000	5,972,000
225,963,000	-	-	県債	180,300,000	45,663,000
23,201,000	-	-	-	-	23,201,000
3,103,652,181	-	-	国庫 繰入金 諸収入 県債 計	2,155,170,085 528,735,000 11,406 144,300,000 2,828,216,491	275,435,690
206,183,000	-	-	国庫 県債 計	61,588,000 144,300,000 205,888,000	295,000
12,600,000	-	-	繰入金	12,600,000	-
516,135,000	-	-	繰入金	516,135,000	-
818,980,690	-	-	国庫	543,840,000	275,140,690
679,850,000	-	-	国庫	679,850,000	-
869,903,491	-	-	国庫 諸収入 計	869,892,085 11,406 869,903,491	-
259,097,000	-	-	国庫 繰入金 県債 計	166,032,000 71,041,000 19,300,000 256,373,000	2,724,000
165,182,000	-	-	国庫	165,182,000	-
71,041,000	-	-	繰入金	71,041,000	-
21,599,000	-	-	県債	19,300,000	2,299,000
1,275,000	-	-	国庫	850,000	425,000
49,780,000	-	-	国庫 県債 計	6,200,000 39,200,000 45,400,000	4,380,000
6,200,000	-	-	国庫	6,200,000	-
43,580,000	-	-	県債	39,200,000	4,380,000
13,116,655,000	分担金 負担金 計	249,679,500 435,226,492 684,905,992	国庫 分担金 負担金 繰入金 諸収入 県債 計	6,702,336,000 211,997,500 385,286,008 347,415,000 32,409,000 4,133,600,000 11,813,043,508	618,705,500

款	項	事業名	金額(円)
		工業団地整備調整推進事業費	58,285,000
		都市計画事業土地区画整理事業出 特別会計へ繰出	4,304,671,000
		T X 沿線緑地保全事業費	14,575,000
		やさしさのまち「桜の郷」整備事業費	15,066,000
12	商工費		1,742,721,000
	2	技術振興費	
		維持運営費	352,996,000
	3	中小企業費	1,389,725,000
		特別高圧受電施設等費 電気料金支援事業費	1,174,325,000
		被災事業者再建支援事業費	215,400,000
13	土木費		120,262,800,000
	1	土木管理費	89,707,000
		開発許可等施行費	71,572,000
		建築防災事業費	18,135,000
	2	道路橋梁費	68,548,949,000
		道路工事調査費	154,100,000
		地方道路整備費	26,756,808,000
		県単道路改良費	1,244,411,000
		県単自転車道整備費	80,608,000
		合併市町村幹線道路緊急整備支援事業費	2,685,426,000
		道路台帳調製費	7,015,000

左の財源内訳

翌年度繰越額	既収入特定財源		未収入特定財源		一般財源
37,796,000	-		-		37,796,000
294,105,350	-		県債	290,800,000	3,305,350
2,312,000	-		国庫	1,040,300	1,271,700
13,922,000	財産収入	13,922,000	-		-
568,973,726	-		国庫債計	425,003,513 104,800,000 529,803,513	39,170,213
116,498,000	-		県債	104,800,000	11,698,000
452,475,726	-		国庫	425,003,513	27,472,213
390,000,000	-		国庫	390,000,000	-
62,475,726	-		国庫	35,003,513	27,472,213
61,229,073,802	負担金	231,743,500	国庫負担金 繰入金 諸収入 県債計	18,998,346,120 433,778,342 75,000,000 2,671,048,700 34,527,600,000 56,705,773,162	4,291,557,140
21,741,000	-		国庫	10,284,500	11,456,500
20,713,000	-		国庫	10,284,500	10,428,500
1,028,000	-		-		1,028,000
29,066,619,053	-		国庫負担金 諸収入 県債計	11,548,698,553 254,427,342 1,863,836,000 12,859,000,000 26,525,961,895	2,540,657,158
114,876,423	-		国庫	3,813,000	111,063,423
13,832,207,567	-		国庫負担金 県債計	7,408,737,116 21,816,842 6,016,000,000 13,446,553,958	385,653,609
612,012,859	-		県債	197,000,000	415,012,859
53,732,110	-		県債	48,300,000	5,432,110
1,863,836,000	-		諸収入	1,863,836,000	-
4,161,000	-		-		4,161,000

令和6年第2回定例会 防災環境産業委員会資料

前回の委員会以降の主な事務事業の概要、付託案件及び議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告

	頁
(1) 権利の放棄について【産業政策課】	2
(2) 貨物運送事業者業務効率化支援事業（運送業2024年問題対策関連事業） <付託案件：第110号議案>【中小企業課】	3
(3) 特定調停について<付託案件：第121号議案>【中小企業課】	5
(4) 権利の放棄について<付託案件：第123号議案>【中小企業課】	6
(5) 「茨城県小規模企業振興条例」に基づく年次報告について 【中小企業課】	7
(6) いばらき業務改善奨励金事業<付託案件：第110号議案>【労働政策課】	9
(7) 外国人留学生の県内就職促進のためのコンソーシアム設立について 【労働政策課】	11

令和6年6月12日
産 業 戦 略 部

前回の委員会以降の主な事務事業の概要

産業戦略部 産業政策課

項 目	「茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例」に係る権利放棄について
-----	---

1 目的

県制度融資において、県が信用保証協会に対し損失補償を行った後、信用保証協会が債務者である中小企業者に求償権を行使した結果、回収金を取得した場合には、県は信用保証協会から回収納付金を受け取る権利を有している。

一方、業績低迷により自主再建が困難となった中小企業者に対しては、事業再生の促進を図るために、回収納付金を受け取る権利を放棄できることが条例で定められており、当該条例に基づき権利を放棄したものの。

2 事業概要

(1) 放棄の相手方

茨城県信用保証協会

(2) 放棄案件の概要

ア 中小企業者

県内で飲食業を営む中小企業者

イ 経緯

業績低迷により自主再建が困難となったため、茨城県中小企業再生支援協議会の関与の下、当該中小企業者が事業再生計画を作成。スポンサーの支援を受けて債務整理を行い、事業を継続することとなった。

ウ 対象となる債務

債 務	融資実行	融資額	残 額	うち損失補償額(※)
茨城県事業革新支援融資	H22. 7. 29	30,000千円	17,050千円	1,091,200円
茨城県パワーアップ融資	H22. 7. 29	45,000千円	25,598千円	1,638,272円
新型コロナウイルス感染症対策融資	R2. 5. 14	20,000千円	17,768千円	710,720円
合計		95,000千円	60,416千円	A 3,440,192円

(※)信用保証協会との損失補償契約に基づく県負担額

エ 茨城県が受け取る権利を放棄する回収納付金の額

3,424,273円 (A から、信用保証協会からの還付額15,919円を除いた額)

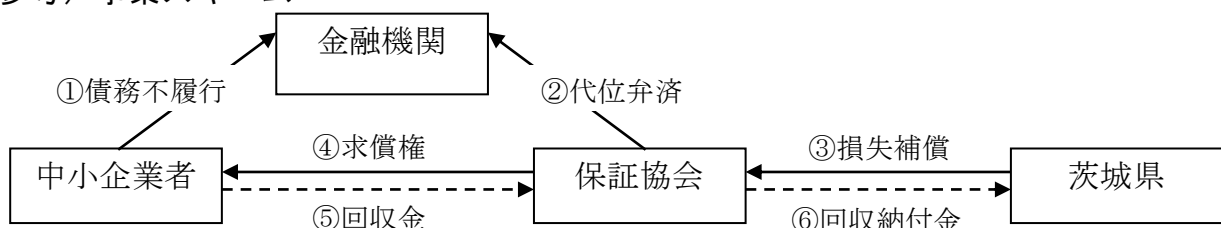
オ 回収納付金を受け取る権利を放棄した日

令和5年6月30日

(3) 根拠条例

茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例 (平成23年条例第55号) 第3条第3項該当

(参考) 事業スキーム



※保証協会が「④求償権」を放棄する時は、県も「⑥回収納付金」を受け取る権利を放棄する

主要事業等の概要（案）

産業戦略部 中小企業課

事業名又は議案の 名 称	貨物運送事業者業務効率化支援事業【新規】 (運送業2024年問題対策関連事業)													
1 予算額	30,000千円													
2 現況・課題	物価高騰や自動車運転業務の時間外労働時間の上限規制の適用(2024年問題)の影響による輸送能力の不足が指摘されており、貨物運送事業者等の業務効率化を図り、物流を維持していく必要がある。													
3 必要性・ねらい	地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持するため、中小貨物運送事業者等を支援する。													
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>中小貨物運送事業者等が実施する業務効率化の取組に対して、補助を実施する。</p> <p>1 補助対象事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に主たる事業所を有する中小貨物運送事業者又は中小倉庫事業者であること。 ・ パートナーシップ構築宣言*への登録を行なっていること。 <p style="margin-left: 40px;">※ 取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を企業の代表者名で宣言。宣言企業は国のポータルサイトで公表。</p> <p>2 補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DXにより業務効率化を図るシステム等の初期導入経費 (例) デジタルタコメーター、IT点呼システム、配車計画システム等 ・ 手荷役作業の軽減に資する機器の導入経費 (例) テールゲートリフター、フォークリフト等 <p>3 補助率 1/2 (1事業者あたりの補助上限額2,000千円)</p> <p>4 申請期間 令和6年7月開始予定</p>													
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>他県の類似事例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">都道府県</th> <th style="width: 55%;">事業内容</th> <th style="width: 30%;">補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形県</td> <td>物流の効率化に資する機器やシステムの導入等の取組みに対する補助</td> <td>補助率 2/3 (上限 2,000 千円)</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>物流コストの適正化に関する取組(システム等設備導入等)に対する補助</td> <td>補助率 1/2 (上限 5,000 千円)</td> </tr> <tr> <td>愛媛県</td> <td>運送事業者の物流効率化や人材の確保に関する事業に対する補助</td> <td>補助率 1/2 (上限 2,000 千円)</td> </tr> </tbody> </table>		都道府県	事業内容	補助率等	山形県	物流の効率化に資する機器やシステムの導入等の取組みに対する補助	補助率 2/3 (上限 2,000 千円)	新潟県	物流コストの適正化に関する取組(システム等設備導入等)に対する補助	補助率 1/2 (上限 5,000 千円)	愛媛県	運送事業者の物流効率化や人材の確保に関する事業に対する補助	補助率 1/2 (上限 2,000 千円)
都道府県	事業内容	補助率等												
山形県	物流の効率化に資する機器やシステムの導入等の取組みに対する補助	補助率 2/3 (上限 2,000 千円)												
新潟県	物流コストの適正化に関する取組(システム等設備導入等)に対する補助	補助率 1/2 (上限 5,000 千円)												
愛媛県	運送事業者の物流効率化や人材の確保に関する事業に対する補助	補助率 1/2 (上限 2,000 千円)												

【R6.6月補正予算額 50百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室（029-301-3560）

政策企画部交通政策課地域交通G（029-301-2604）

物価高騰やトラック・バス運転者の拘束時間の上限規制等（2024年問題）により、影響を受けている貨物運送事業者等や、乗合バス事業者のうち、業務効率化の取組を行う事業者を支援し、運転者の労働条件の改善や県内物流の効率化を図ります。

1 貨物運送事業者等【30百万円】

＜補助対象＞ 県内に主たる事業所を有する中小貨物運送事業者又は中小倉庫事業者で、パートナーシップ構築宣言(※)を行っている事業者（想定：15事業者）

※取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を企業の代表者名で宣言。
宣言企業は国のポータルサイトで公表。

＜対象経費＞ DXにより業務効率化を図るシステム等の初期導入経費

（例）デジタルタコメーター、IT点呼システム、配車計画システム等
手荷役作業の軽減に資する機器の導入経費

（例）テールゲートリフター、フォークリフト等

＜補助率＞ 1/2（補助上限：2百万円）



2 乗合バス事業者【20百万円】

＜補助対象＞ 県内に営業所を有する乗合バス事業者（10事業者）

＜対象経費＞ DXにより業務効率化を図るシステム等の初期導入経費

（例）IT点呼システム、勤怠管理システム、乗務日報自動作成システム等

＜補助率＞ 1/2（補助上限：2百万円）



提出議案（条例は除く）の概要

産業戦略部 中小企業課

議案の名称	特定調停について（中小企業高度化資金貸付金（新治商業（協）））																		
1 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業者の経営基盤の強化を図るため、昭和 36 年度から、事業協同組合等が行う共同店舗などの整備に対して、県と中小機構が連携して、高度化資金貸付金事業を実施。 ○ 平成 5 年に貸し付けを行った新治商業協同組合が、開業後の社会経済情勢の変化などにより経営が悪化し、貸付金を完済できないまま、令和 4 年に破産。 ○ 残債権について、担保物件を処分するとともに、連帯保証人に保証債務の履行を請求したが、連帯保証人の資産調査を実施した結果、完済が不可能であることが確認されたことから、連帯保証人と、法的手続きによる債権整理に向けた調整を進めてきた。 ○ 今年 1 月に、連帯保証人 10 名から、土浦簡易裁判所に県を相手方とした特定調停の申し立てがあり、今年 3～4 月に、土浦簡易裁判所による特定調停が開催され、調停条項案が示されたところ。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年月</th> <th>経緯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H 5. 4</td> <td>県の貸付実行</td> </tr> <tr> <td>H14. 9 ～</td> <td>経営不振により償還額を猶予</td> </tr> <tr> <td>R 4. 10 ～</td> <td>約定償還を延滞</td> </tr> <tr> <td>R 4. 11</td> <td>破産申立</td> </tr> <tr> <td>R 5. 3</td> <td>破産手続完了</td> </tr> <tr> <td>R 6. 1</td> <td>連帯保証人 10 名が特定調停申立</td> </tr> <tr> <td>R 6. 3～4</td> <td>特定調停（第 1 回）開催</td> </tr> </tbody> </table>			年月	経緯	H 5. 4	県の貸付実行	H14. 9 ～	経営不振により償還額を猶予	R 4. 10 ～	約定償還を延滞	R 4. 11	破産申立	R 5. 3	破産手続完了	R 6. 1	連帯保証人 10 名が特定調停申立	R 6. 3～4	特定調停（第 1 回）開催
年月	経緯																		
H 5. 4	県の貸付実行																		
H14. 9 ～	経営不振により償還額を猶予																		
R 4. 10 ～	約定償還を延滞																		
R 4. 11	破産申立																		
R 5. 3	破産手続完了																		
R 6. 1	連帯保証人 10 名が特定調停申立																		
R 6. 3～4	特定調停（第 1 回）開催																		
2 必要性・ねらい	事業破綻により完済困難な貸付金について、裁判所による特定調停を通じた透明、公平かつ適切な債権整理を進め、未収債権額の縮減を図る。																		
3 内 容	<p><調停条項案></p> <p>連帯保証人は、破産法に基づく「自己破産」と同じ考え方のもと、保有資産から自由財産（99 万円）を控除した額（保有資産がない場合には支払能力に応じた額）を、年内に支払えば、県は、残債務の支払い義務を免除する。</p> <p><和解金見込額及び債権放棄見込額></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">貸付元高</th> <th style="width: 25%;">貸付現在高</th> <th style="width: 25%;">和解金見込額</th> <th style="width: 25%;">債権放棄見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1, 140, 250 千円</td> <td>539, 565 千円</td> <td>21, 452 千円</td> <td>518, 113 千円</td> </tr> </tbody> </table>			貸付元高	貸付現在高	和解金見込額	債権放棄見込額	1, 140, 250 千円	539, 565 千円	21, 452 千円	518, 113 千円								
貸付元高	貸付現在高	和解金見込額	債権放棄見込額																
1, 140, 250 千円	539, 565 千円	21, 452 千円	518, 113 千円																
4 参考事項	<p><類似事例> R5.2 定例会提出議案</p> <p>○潮来ショッピングセンター協同組合連帯保証人との特定調停について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">貸付先</th> <th style="width: 25%;">貸付残高</th> <th style="width: 25%;">和解金額</th> <th style="width: 25%;">債権放棄額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>潮来 S C</td> <td>435, 699 千円</td> <td>7, 355 千円</td> <td>428, 344 千円</td> </tr> </tbody> </table>			貸付先	貸付残高	和解金額	債権放棄額	潮来 S C	435, 699 千円	7, 355 千円	428, 344 千円								
貸付先	貸付残高	和解金額	債権放棄額																
潮来 S C	435, 699 千円	7, 355 千円	428, 344 千円																

提出議案（条例は除く）の概要

産業戦略部 中小企業課

議案の名称	権利の放棄について（中小企業高度化資金貸付金（新治商業（協）））						
1 現況・課題	<p>新治商業協同組合の連帯保証人については、今回特定調停を申し立てた者以外に、自己破産や死亡後相続放棄され、回収不能となった債権が存在する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">調停申立</td> <td style="text-align: center;">自己破産</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10名</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td style="text-align: center;">11名</td> </tr> </table>	調停申立	自己破産	合計	10名	1名	11名
調停申立	自己破産	合計					
10名	1名	11名					
2 必要性・ねらい	<p>今回、特定調停を申し立てた連帯保証人以外の、自己破産により回収不能となった債権について、法令に沿った適切な債権管理を行うため、権利を放棄する。</p>						
3 内 容	<p>債務者の破産により免責され回収不能となった債権について、「県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準」により権利の放棄を行う。</p> <p>債 権：中小企業高度化資金貸付金（平成5年度貸付） 債 務 者：主債務者新治商業協同組合の連帯保証人1名 放 棄 額：539,565千円及びその違約金 放棄理由：破産法第253条第1項の規定に基づき、債務者が当該債権につきその責任を免かれたことから回収不能となったため。</p>						
4 参考事項	<p><債権の消滅事由> 法律上、債権が消滅するのは、弁済（民法474条）、相殺（民法505条）、更改（民法513条）、免除（民法519条）、混同（民法520条）、消滅時効の完成（民法166条ほか）などの場合であるとされている。</p> <p>⇒したがって、自己破産や相続放棄の場合、債権は消滅しないことから、特定調停と併せて権利の放棄を行う必要がある。</p> <p>○県の債権（私債権）に係る権利の放棄の基準（抜粋・R2.10策定）</p> <p>2 債権放棄を行う債権の基準 主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。 （4）破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。</p>						

「茨城県小規模企業振興条例」に基づく年次報告について

産業戦略部中小企業課

1 条例概要

(1) 目的

- 小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定める。
 - ・ 需要に応じた商品等の提供の促進 (第 9 条)
 - ・ 新事業の創出及び事業転換 (第 10 条)
 - ・ 創業の促進及び事業の承継又は廃止の円滑化 (第 11 条)
 - ・ 災害等における事業継続の支援 (第 12 条)
 - ・ 人材の育成及び確保 (第 13 条)
 - ・ 地域経済の活性化等に資する事業活動の推進 (第 14 条)

(2) 基本理念

- 小規模企業の振興は、小規模企業が本県経済や地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下、その事業の持続的な発展を図る。
- 小規模企業の自主性が十分発揮できるよう配慮するとともに、多様な主体との連携及び協力を推進する。
- 小規模企業の経営資源を有効に活用し、その活力の向上及び円滑かつ着実な事業の運営を確保する。

2 推進体制

国、市町村、小規模企業関係団体その他の関係者と密接に連携して取り組む。

3 主な取組

需要に応じた商品等の提供の促進 (第 9 条)

延べ 5 事業実施

- いばらきチャレンジ基金事業 (中小企業課)

【R6 予算：60,324 千円 (R5 予算：58,788 千円)】

中小企業等が行う革新的な新技術・新製品開発や海外販路開拓の取組を促進するため、いばらき中小企業グローバル推進機構を通じて必要経費の一部を補助し、本県産業の持続的な発展を図った。

(前年度実績)

新技術・新製品開発促進事業 (単年)	助成金額：32,149 千円	採択件数：14 件
うち小規模企業	助成金額：10,445 千円	採択件数：5 件
海外販路開拓促進事業	助成金額：24,643 千円	採択件数：20 件
うち小規模企業	助成金額：8,479 千円	採択件数：9 件

新事業の創出及び事業転換 (第 10 条)

延べ 16 事業実施

- 新ビジネスチャレンジ事業 (技術革新課)

【R6 予算：30,323 千円 (R5 予算：27,000 千円)】

ビジネス創出に意欲的な県内中小企業等に対し、産業技術イノベーションセンターや専門家がプランの構築やその実現に向けた支援をすることにより、企業の競争力強化及び産業の活性化を図るとともに、デジタル社会におけるビジネス変革を推進した。

(前年度実績)

9 件のビジネスプランを構築 (目標値 10 件程度)
うち小規模企業 4 社

創業の促進及び事業の承継又は廃止の円滑化（第11条）

延べ7事業実施

○ 中小企業融資資金貸付金（産業政策課）

【R6 予算：110,320,000千円（R5 予算：109,330,214千円）】

県内における創業の促進を図るため、県内において新たに事業を開始する者や創業間もない中小企業者等に対し、必要な資金を融資することにより、円滑な資金調達を支援した。

（前年度実績）

創業支援融資	金額：1,921,149千円	件数：302件
うち小規模企業	金額：1,796,549千円	件数：293件

災害等における事業継続の支援（第12条）

延べ4事業実施

○ 商工会等リーディング事業費等補助金（中小企業課）

【R6 予算：78,760千円（R5 予算：73,433千円）】

中小企業者の減災・防災の事前対策の促進を図るため、商工会等が実施する事業者向けのBCP及び事業継続力強化計画の策定支援セミナーや個別相談会等の開催費補助を実施した。

（前年度実績）

実施団体：商工会議所、商工会 25団体 補助額：5,632千円

人材の育成及び確保（第13条）

延べ11事業実施

○ 茨城就職チャレンジナビ事業（労働政策課）

【R6 予算：5,821千円（R5 予算：6,448千円）】

就職情報サイトを運営することにより、東京圏の移住希望者や学生等に対し、移住支援金の給付対象求人を含む県内企業の求人情報や、魅力ある企業情報など、県内就職を促進するための有益で豊富な情報の発信を行った。

（前年度実績）

登録企業数	：	869社
総閲覧数	：	628,958件

地域経済の活性化等に資する事業活動の推進（第14条）

延べ4事業実施

○ 県北地域牽引産業・中核企業創出事業（技術革新課）

【R6 予算：39,530千円（R5 予算：37,774千円）】

電気・機械産業とその研究成果が集積する県北地域の産業競争力強化を図るため、今後成長が見込まれる分野に特化した企業連携体の活動や、技術開発や研究開発ができる人材を確保するための取組を支援した。

（前年度実績）

企業連携体参加企業	：	63社	うち小規模企業：18社
連携体の展示会への出展支援	：	延べ25社	うち小規模企業：延べ7社
産学等連携研究開発補助	：	10社	うち小規模企業：3社
インターンシップ実施件数	：	13社 28件	うち小規模企業：3社 9件

4 主な課題と今後の取組

- 人口減少・高齢化の急速な進行により、人手不足や後継者の不在が深刻化する中で、デジタル化や脱炭素化の進展による産業構造の急激な変革に対応するための人材育成や事業承継への支援
- 歴史的な物価高やエネルギー価格の高騰もあり厳しい経営環境にある県内小規模企業の経営安定化を図るとともに、成長に向けた取組への後押し
- 本県経済が持続的に発展していくため、デジタル化や脱炭素化などの産業構造の変化を踏まえ、本県経済の将来を担う新たな産業の創出

主要事業等の概要（案）

産業戦略部 労働政策課

事業名又は議案の 名 称	いばらき業務改善奨励金事業【新規】										
1 予 算 額	42,100千円										
2 現況・課題	2024年春季労使交渉の賃上げ率が33年ぶりの高水準、2023年の最低賃金が過去最高の引き上げ額となる中、中小企業等の賃上げを一層図るため、より強いインセンティブが必要。										
3 必要性・ねらい	物価高の影響を受ける中小企業等の設備投資等を支援することで、生産性向上を図り、持続的な賃上げを促進する。										
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	助成 対象者	事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、990円以上 (※1)とし、生産性向上のための設備投資等を行 う中小企業・小規模事業者等(※2) ※1：最低賃金が953円の場合 ※2：2024年1月以降に国の業務改善助成金の交付決定 を受けていること									
	助成率 ・ 上限	○助成率 業務改善助成金(国)の自己負担分の1/2 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">国助成率</td> <td style="padding: 2px 5px;">3/4 の場合</td> <td style="padding: 2px 5px;">4/5 の場合</td> <td style="padding: 2px 5px;">9/10 の場合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">県助成率</td> <td style="padding: 2px 5px;">1/8</td> <td style="padding: 2px 5px;">1/10</td> <td style="padding: 2px 5px;">1/20</td> </tr> </table> ○助成上限額：最大100万円		国助成率	3/4 の場合	4/5 の場合	9/10 の場合	県助成率	1/8	1/10	1/20
国助成率	3/4 の場合	4/5 の場合	9/10 の場合								
県助成率	1/8	1/10	1/20								
	助成 対象 経費	生産性向上のための設備投資等 例)・セルフオーダーシステム、オンライン予約 システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間 の短縮									
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<業務改善助成金(国)の概要> 【対象】 ・中小企業・小規模事業者等 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金が差額50円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと 【助成額】 最大600万円(引き上げ額及び引き上げる労働者数による) 【助成率】 3/4~9/10(引き上げ前の事業場内最低賃金額による)										

いばらき業務改善奨励金事業（新規）

【R6.6月補正予算額 42百万円】

産業戦略部労働政策課労働経済・福祉G（029-301-3635）

物価高の影響を受ける中小企業等の設備投資等を支援することで、生産性向上を図り、持続的な賃上げを促進します。

<p>補助対象者</p>	<p>事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、990円以上（※1）とし、生産性向上のための設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等（※2）</p> <p>※1：最低賃金が953円の場合 ※2：R6.1月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受けていること</p>																
<p>助成率・上限</p>	<p>○助成率 業務改善助成金(国)の自己負担分の1/2</p> <table border="1" data-bbox="741 753 1827 873"> <tr> <td>国助成率</td> <td>3/4の場合</td> <td>4/5の場合</td> <td>9/10の場合</td> </tr> <tr> <td>県助成率</td> <td>1/8</td> <td>1/10</td> <td>1/20</td> </tr> </table> <p>○助成上限額 最大100万円</p> <p>【助成イメージ】</p> <table border="1" data-bbox="710 933 1812 1102"> <tr> <td colspan="3">補助対象経費 160万円の場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務改善助成金 120万円</td> <td colspan="2">自己負担分 40万円</td> </tr> <tr> <td>県助成 20万円</td> <td>自己負担 20万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">↑ 自己負担分の1/2を県が助成</p>	国助成率	3/4の場合	4/5の場合	9/10の場合	県助成率	1/8	1/10	1/20	補助対象経費 160万円の場合			業務改善助成金 120万円	自己負担分 40万円		県助成 20万円	自己負担 20万円
国助成率	3/4の場合	4/5の場合	9/10の場合														
県助成率	1/8	1/10	1/20														
補助対象経費 160万円の場合																	
業務改善助成金 120万円	自己負担分 40万円																
	県助成 20万円	自己負担 20万円															
<p>助成対象</p>	<p>生産性向上のための設備投資等</p> <p>例) ・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</p>																

前回の委員会以降の主な事務事業の概要

産業戦略部 労働政策課

項 目	外国人留学生の県内就職促進のためのコンソーシアム設立について										
<p>県では標記コンソーシアムの本年 9 月設立に向け、準備作業を進めている。</p> <p>1 目 的 大学、企業、行政等が連携・協働し、外国人留学生の茨城県内への就職を促進する。</p> <p><コンソーシアムのイメージ></p> <div style="text-align: center;"> </div>											
<p>2 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年の年次に合わせた就職関連イベントのパッケージ化等のプロジェクト ・関係機関相互の情報共有、勉強会・研修会の開催 											
<p>3 参画予定団体等（設立時）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">大学</td> <td>茨城大学、筑波大学</td> </tr> <tr> <td>経済団体等</td> <td>茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県中小企業家同友会、いばらき中小企業グローバル推進機構</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td>茨城県国際交流協会</td> </tr> <tr> <td>行政</td> <td>茨城県（事務局）</td> </tr> </table>		大学	茨城大学、筑波大学	経済団体等	茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県中小企業家同友会、いばらき中小企業グローバル推進機構	関係団体	茨城県国際交流協会	行政	茨城県（事務局）		
大学	茨城大学、筑波大学										
経済団体等	茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県中小企業家同友会、いばらき中小企業グローバル推進機構										
関係団体	茨城県国際交流協会										
行政	茨城県（事務局）										
<p>4 今後のスケジュール（予定）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">・ 6 月 4 日に第 1 回準備委員会を開催し、事業内容や運営体制等を検討</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">6 月</td> <td>インターンシップの参加企業・留学生募集を開始</td> </tr> <tr> <td>7 月～</td> <td>インターンシップの実施</td> </tr> <tr> <td>8 月</td> <td>第 2 回準備委員会の開催（事業内容等の取りまとめ）</td> </tr> <tr> <td>9 月</td> <td>コンソーシアム設立・発足式</td> </tr> </table>		・ 6 月 4 日に第 1 回準備委員会を開催し、事業内容や運営体制等を検討		6 月	インターンシップの参加企業・留学生募集を開始	7 月～	インターンシップの実施	8 月	第 2 回準備委員会の開催（事業内容等の取りまとめ）	9 月	コンソーシアム設立・発足式
・ 6 月 4 日に第 1 回準備委員会を開催し、事業内容や運営体制等を検討											
6 月	インターンシップの参加企業・留学生募集を開始										
7 月～	インターンシップの実施										
8 月	第 2 回準備委員会の開催（事業内容等の取りまとめ）										
9 月	コンソーシアム設立・発足式										

令和6年度 公の施設等運営状況報告

産業戦略部

令和6年6月12日（水）

目 次

1 運営状況報告の概要	3
2 施設別運営状況報告	
(1) 県所有施設	
①【産業人材育成課】	
県立産業技術短期大学校	5
県立産業技術専門学院	10
②【技術革新課】	
つくば創業プラザ	20
県立笠間陶芸大学校	23
③【科学技術振興課】	
つくば国際会議場	28
いばらき量子ビーム研究センター	33

○ 運営状況報告の概要

- 令和6年度の所管施設数は10施設。
- 県立産業技術短期大学校については、令和8年度に向けて大学校への移行を進め、今年度から2か年で、教室や実習室等を含む新棟を建設する。
- 県立産業技術専門学院（水戸、日立、鹿島、土浦、筑西）については、産業界から求められている人材の輩出を図るため、定員充足率の向上に向け、5学院全体で「カリキュラムの見直し」及び「あり方の検討」を行う。
- また、築30年を超える施設が多く、経年劣化による修繕等が必要になってきており、適切な環境整備のため、今後も計画的な施設や設備の修繕・改修を行っていく必要がある。

	現状維持	施設のあり方 検討	民間活力導入等 による運営改善	他団体への 譲渡・譲与	廃止・休止 ・統合	計
今回報告	5	5	0	0	0	10
前回報告 (県有施設等調特)	9	0	0	0	0	9

※ つくば国際会議場（前回：現状維持）の所管部局が、政策企画部から産業戦略部へ変更になったことから、施設数が増加している。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

産業人材育成課 (産業戦略部)
令和6年6月12日 (水)

○施設名 県立産業技術短期大学校

1 現状

(1) 施設の概要

- 県立産業技術短期大学校は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、労働者の職業の安定と地域経済の発展に寄与することを目的として、産業界が必要とする「ITに関する高度な専門知識・技能を持つ実践的な技術者」を養成する職業能力開発施設としての役割を担っている。
- 平成 17 年 4 月に開校し、令和元年度に 1 学年の定員を 40 人から 60 人へ増員、令和 8 年度に向けて大学校化を進めている。

所在地	水戸市下大野町 6342
開業年月	平成 17 年 4 月
施設概要	施設敷地 49,093 m ² 、鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建（延床面積：3,410.6 m ² ）
設置理由	産業界が必要とする「ITに関する高度な専門知識・技能を持つ実践的な技術者」を養成するため
設置の根拠法令等	茨城県産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例
事業内容	産業界が必要とする「ITに関する高度な専門知識・技能を持つ実践的な技術者」を養成する
定員	120 人
利用料金	入学手数料 126,750 円（県内在住者）195,000 円（県外在住者）、授業料 390,000 円（※R7～392,800 円）

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 管理運営は、直営で実施し、25 人体制（常勤 14 人、非常勤 11 人）となっている。
- なお、他都道府県の類似施設において、指定管理者制度を導入しているところはない。

(3) 利用状況

- 入学者数は、比較的安定して推移しており、令和元年度の定員増以降、応募倍率 1.5 以上を確保している。
- 主に県央・県北地域からの入学者が多く、そのほとんどが高校新卒者である。
- また、事業主推薦として、毎年度、企業所属の学生の受け入れも行っている。

【利用者数の推移】

(単位：人 4月当初の在籍者数)

年度	ピーク H28以降	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 /ピーク
新規学卒	R4	75	78	76	80	77	97	102	100	111	106	95.5%
在職者	R5	-	-	-	-	-	-	-	-	31	81	100%

※新規学卒：開設当初80人の定員をR1から2年間かけて120人へ増員 在職者：R4新設

(4) 運営状況

- 歳出の推移については、定員増への対応のために多目的実習棟を増築した令和元年度及び大学校化に向けた新棟の設計を行った令和5年度の施設整備費が一時的に増加するとともに、増築に伴う維持管理費や人件費などの増により、全体経費は開校当初より増加している。直近10年間の平均額は196百万円である。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】				使用料等収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H26	157,585	88,221	35,862	32,562	940	29,410
H27	161,335	82,331	42,271	35,839	894	30,918
H28	157,674	80,011	40,900	35,826	937	31,474
H29	151,101	81,108	43,947	25,052	994	33,336
H30	153,252	78,947	45,683	27,394	1,228	35,913
R1	219,385	99,551	46,724	28,536	44,574	38,919
R2	206,552	122,058	50,595	32,911	988	41,178
R3	214,378	128,271	50,444	34,655	1,008	43,043
R4	214,416	121,307	58,391	33,616	1,102	45,218
R5(見込)	327,540	123,228	61,786	32,776	109,750	46,798
平均	196,322	100,503	47,660	31,917	16,242	37,621

【大規模修繕の推移】（10,000千円以上の修繕を記載）

- 令和元年度に、定員増への対応のために多目的実習棟を増築した。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	0	
H30	0	
R 1	43,450	多目的実習棟増築工事
R 2	0	
R 3	0	
R 4	0	
R 5	0	
計	43,450	

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- 県内における民間の教育機関
県内には5校の情報系専門学校（水戸、土浦、古河、つくば、取手。令和6年に水戸に1校新設予定。）があり、情報処理技術から資格対策まで、幅広いカリキュラムを実施している。
- 都道府県立の職業能力開発短期大学校数（全国12県15校）
3校設置 1：福島
2校設置 1：長野
1校設置 10：岩手、山形、茨城、神奈川、山梨、岐阜、静岡、広島、熊本、大分
※直近では静岡県が令和3年度に短大校を開校し、情報、電気、機械、建築といった多様な学科を設置。
- 職業能力開発大学校数（国の機構が設置）
全国で10校：北海道（北海道）、東北（宮城）、関東（栃木）、北陸（富山）、東海（岐阜）、近畿（大阪）、中国（岡山）、四国（香川）、九州（福岡）、沖縄（沖縄）

※関東職業能力開発大学校：平成13年度開校、機械、電気、電子、建築の4科が設置されている。

※このほか、大学校付属の短期大学校が全国に12校設置されている。

(6) 議会からの提言や外部有機者等からの意見 等

- 令和3年度の県議会「変革期をリードする新時代の茨城づくり調査特別委員会」において、高度デジタル人材の育成に向けた教育の充実等の提言がなされるなど、IT人材の育成強化が課題となっている。

2 課題

- 近年の急速なデジタル化の進展により、IT人材の需要が増加し、県内企業でも「質」と「量」の両面から人材育成の強化を求める声が上がっている。
- 開設から約20年が経過し、今後、大規模な修繕の発生が予想される。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第7回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 令和8年度に向けて大学校への移行を進め、IT技術に関する高度な教育訓練を受ける機会の充実を図るとともに、本県産業を担う高度IT人材の育成強化及び定着を目指す。
- 長期保全計画を踏まえ、計画的に修繕を進める。
- 当該施設は、水戸市をはじめ、茨城県産業技術イノベーションセンターなどとも連携し、地域に根差した技術者の育成に力を入れており、地域の企業や団体などからも、人材育成機関としての期待を寄せられている。今後、大学校化により更なる機能強化を図り、引き続き関係各所の期待に応えられるよう努めていく。

参考：大学校の概要

- ・令和8年4月開校
- ・名称：茨城県立情報テクノロジー大学校（仮称）
- ・訓練科及び定員：

	訓練科	収容定員
専門課程（2年間）	2科（5コース）	200人
応用課程（2年間）	1科	120人

参考：新棟の概要

- ・延床面積：5,072.11 m²
- ・構造：鉄骨造3階建
- ・主な施設：教室、情報処理実習室、実験室、ゼミ室 等
- ・費用等：

	R5	R6	R7
スケジュール	調査設計	建設工事	
建設費等（百万円）	154	997	1,503

【理由】

- 近年のIT短大に対する求人状況や企業アンケートの結果により、幅広い業種で業務の効率化やDXを進めるための高度IT人材が求められている。
- IT短大卒業生の資格取得率の高さや地元就職の実績を背景に、産業界の短大高度化への期待は根強いものがあり、専門課程のコースを増設し、多様なIT人材を育成するとともに、新設する応用課程では、IT技術を横断的に活用し、課題解決につなげる実践的能力を育成する。

○施設名 県立産業技術専門学院（水戸、日立、鹿島、土浦、筑西）

1 現状

(1) 施設の概要

- 産業技術専門学院は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、労働者の職業の安定と地域経済の発展に寄与することを目的として、職業に必要な能力の開発・向上の支援等を行い、実践的な技術者を養成する職業能力開発施設としての役割を担っている。
- 昭和21年から県内各地に設置、施設移転や再編等を行いながら、現在5学院体制で運営している。

施設名	水戸	日立	鹿島	土浦	筑西
所在地	水戸市下大野町、水府町	日立市西成沢町	鹿嶋市林	土浦市中村西根	筑西市玉戸
開業年月	昭和21年4月	昭和29年4月	昭和39年4月	昭和25年7月	昭和21年10月
施設概要	敷地：県有地 敷地面積：49,093 m ² 延床面積：8,546 m ² 主な建物：鉄筋コンクリート平屋	敷地：民有地転借 敷地面積：16,517 m ² 延床面積：3,594 m ² 主な建物：鉄筋コンクリート2階建	敷地：県有地(市から返還条件付きの寄付) 敷地面積：29,963 m ² 延床面積：6,374 m ² 主な建物：鉄筋コンクリート3階建	敷地：県有地 敷地面積：37,021 m ² 延床面積：8,192 m ² 主な建物：鉄筋コンクリート3階建	敷地：県有地(市から返還条件付きの寄付) 敷地面積：15,619 m ² 延床面積：4,710 m ² 主な建物：鉄筋コンクリート2階建
設置理由	地域の実情に応じた職業能力開発を推進し、雇用の安定と地域経済の発展に向けた取組を実施するため。				
設置の根拠法令等	茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例				
事業内容	新規学卒者・離職者及び在職者等を対象とした職業訓練を実施し、職業に必要な能力の開発・向上の支援等を行う。				
新規学卒(定員)	110人	35人	40人	120人	60人
離職者(定員)	0人	0人	15人	20人	15人
在職者(R5実施定員)	347人	292人	165人	287人	280人
利用料金	新規学卒：入学者選考試験手数料2,200円、入学料5,650円、年間授業料118,800円（※R7～139,600円） 離職者：入学者選考試験手数料 無料、入学料 無料、年間授業料 無料 在職者：(1人1コースあたり)5,000円、ガス溶接技能講習4,500円、技能ブラッシュアップコース25,000円				

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は、5学院全て直営で実施し、それぞれの人員体制は下表のとおりである。
- なお、他都道府県の類似施設において、指定管理者制度を導入しているところはない。

施設名	水戸	日立	鹿島	土浦	筑西	計
常勤	15人	7人	7人	17人	9人	55人
非常勤	17人	6人	8人	11人	11人	53人
計	32人	13人	15人	28人	20人	108人

(3) 利用状況

- 新規学卒者訓練については、学科によりばらつきがあるものの、全体的に緩やかに減少し、令和5年度の利用者数は、ピーク時の平成29年時の76.1%となっているほか、直近5年間の平均定員充足率は66.4%となっている。
また、離職者訓練・在職者訓練についても、同様の傾向がみられ、令和5年度の利用者数は、ピーク時の令和3年時の65.0%（離職者訓練）、ピーク時の平成28年時の76.1%（在職者訓練）となっているほか、直近5年間の平均定員充足率は69.2%（離職者訓練）、76.6%（在職者訓練）となっている。

【新規学卒者訓練 利用者数の推移】

(単位：人) ※年度当初の在籍者数

学院	新規学卒者訓練 学科	定員 H28 以降	ピーク H28 以降	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5 / ピーク	定員充足率 R1~R5の 平均
水戸	自動車整備科 (2年)	40	H30	47	39	39	39	40	38	36	34	33	37	92.5%	89.0%
	建築システム科 (2年)	50	H29	41	42	44	46	43	40	35	37	39	35	76.1%	74.4%
	電気工事科	20	R 4	/	20	17	17	17	18	14	15	19	15	78.9%	81.0%
日立	金属加工科	20	R 1	17	9	12	14	13	20	18	19	15	14	70.0%	86.0%
	機械加工科	15	H29	/	6	5	15	14	14	11	11	11	9	60.0%	74.7%
	電気工事科	/	/	14	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鹿島	プラント保守科 (2年)	40	H30	/	5	10	19	19	12	16	12	6	15	78.9%	30.5%
	機械・CAD科	/	/	13	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	電気工事科	/	/	11	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	木造建築科	/	/	6	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
土浦	機械技術科 (2年)	40	R 1	33	37	30	31	37	37	28	20	22	22	59.5%	64.5%
	自動車整備科 (2年)	40	H30	38	39	39	38	40	39	35	30	36	31	77.5%	85.5%
	コンピュータ制御科 (2年)	40	H30	29	24	29	34	39	29	24	28	36	37	94.9%	77.0%
	情報技術科 (2年)	/	/	17	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
筑西	機械システム科 (2年)	40	H29	14	13	15	23	17	13	16	22	14	4	17.4%	34.5%
	電気工事科	20	H29	8	11	11	17	10	11	5	13	8	4	23.5%	41.0%
古河	自動車整備科 (2年)	/	/	26	9	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計		365	H29	314	254	251	293	289	271	238	241	239	223	76.1%	66.4%

※平成 27 年度に古河学院を廃止し、訓練科を改編

【離職者訓練 利用者数の推移】

(単位：人) ※年度当初の在籍者数

学院	施設内離職者訓練 学科	定員	ピーク	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5 / ピーク	定員充足率 R1～R5 の平均
鹿島	生産CAD科 (12 か月)	15	H28	/	7	9	4	8	8	6	8	4	2	22.2%	37.3%
	金属加工科 (12 か月)	(20)	/	4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
土浦	IT技術科 (12 か月)	20	R5	/	16	11	15	18	19	18	19	16	20	100.0%	92.0%
筑西	金属加工科 (12 か月)	15	H28	/	11	15	13	12	11	14	13	11	4	26.7%	70.7%
	溶接科 (12 か月)	(20)	/	6	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
古河	板金科 (12 か月)	(20)	/	11	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
計		50	R3	21	34	35	32	38	38	38	40	31	26	65.0%	69.2%

※平成 27 年度に古河学院を廃止し、訓練科を改編

【在職者訓練 利用者数の推移】

(単位：人) ※受講者数、括弧書きは実施定員数

学院	ピーク (H28以降)	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 5 / ピーク	定員充足率 R 1 ~ R 5 の平均
水戸	H28	375 (375)	316 (372)	270 (348)	259 (374)	253 (366)	265 (340)	171 (262)	163 (229)	187 (324)	203 (342)	75.2%	66.3%
日立	H29	263 (274)	205 (264)	244 (292)	258 (297)	224 (292)	242 (255)	109 (161)	205 (302)	195 (297)	215 (292)	83.3%	74.0%
鹿島	R 5	130 (152)	129 (159)	129 (157)	115 (155)	106 (139)	98 (115)	122 (131)	121 (149)	129 (165)	135 (155)	100.0 %	85.0%
土浦	R 5	262 (250)	247 (260)	223 (261)	226 (248)	203 (231)	184 (204)	161 (206)	162 (227)	214 (255)	251 (287)	100.0 %	82.2%
筑西	H28	124 (135)	116 (122)	337 (315)	301 (298)	265 (283)	294 (319)	189 (249)	114 (156)	209 (249)	228 (280)	67.7%	81.3%
古河		217 (225)	201 (210)										
計	H28	1,371 (1,411)	1,214 (1,387)	1,203 (1,373)	1,159 (1,372)	1,051 (1,311)	1,083 (1,233)	752 (1,009)	765 (1,063)	934 (1,290)	1,032 (1,356)	85.8%	76.6%

(4) 運営状況

○ 歳出の推移については、耐震工事に伴い平成 26 年度及び平成 27 年度が一時的に増加したが、平成 28 年度以降概ね横ばいとなっており、直近 10 年間の平均額は 1,087 百万円である。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】				使用料等収入
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H26	1,176,574	519,033	104,686	412,458	140,397	36,222
H27	1,359,012	518,228	101,315	396,418	343,051	30,951
H28	1,052,904	489,201	102,679	424,228	36,796	31,222
H29	970,200	506,581	96,418	353,439	13,762	36,609
H30	1,136,372	505,716	105,364	374,043	151,249	36,801
R 1	1,118,009	475,192	103,186	417,252	122,379	32,959
R 2	1,025,545	501,562	94,379	390,181	39,423	28,926
R 3	1,051,182	516,860	107,436	318,011	108,875	28,688
R 4	1,014,654	515,326	116,141	320,239	62,948	26,258
R 5 (見込)	968,719	526,961	100,048	316,112	25,598	25,795
平均	1,087,317	507,466	103,165	372,238	104,448	31,443

【大規模修繕の推移】（10,000 千円以上の修繕を記載）

- 耐震化に対応するため、平成 26 年度及び平成 27 年度に耐震工事を実施している。
- 水戸以外の 4 校が築 50 年超となっており、老朽化に伴い、屋上防水工事や外壁塗装工事、空調設備更新工事等の大規模修繕を実施している。
- 今後も、老朽化の進行により、修繕の増加が想定される。

（単位：千円）

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	138,888	水戸電気工事科新設改修工事(14,580)、土浦耐震工事等(124,308)
H27	341,395	日立耐震工事(27,065)、日立耐震工事(46,980)、鹿島耐震工事(180,943)、土浦耐震工事等(30,787)、筑西耐震工事(55,620)
H28	35,176	日立機械加工科実習棟改修(11,664)、土浦 NC 実習棟改修工事・整備科実習場改修(23,512)
H29	12,280	土浦講堂雨漏り修繕(12,280)
H30	149,494	水戸改修工事(66,550)、日立本館外壁塗裝修繕工事(10,858)、土浦昇降機設備更新(18,976)、土浦本館屋上防水・外壁塗装(53,110)
R 1	120,391	日立渡り廊下改修工事(26,037)、土浦本館屋上防水・外壁塗装(94,354)
R 2	37,972	土浦新館空調設備更新(37,972)
R 3	107,624	水戸空調設備更新工事(19,492)、土浦新館屋上防水・外壁塗装(88,132)
R 4	61,446	日立 LED 修繕(17,556)、土浦 LED 修繕(43,890)
R 5	22,693	日立空調改修工事(22,693)
計	1,027,359	

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

○ 県内における教育機関

県内には3校の民間自動車整備系専門学校（水戸：1校、土浦：1校、つくば：1校）があり、1級自動車整備士（4年制）や車体整備士（3年制）を含めた幅広いカリキュラムを実施している。

また、常総市に（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構立の職業訓練施設であるポリテクセンター茨城が立地しており、離職者及び在職者向けの職業訓練を実施している。

○ 各都道府県における訓練校数

6校以上 5（東京、北海道、福岡、埼玉、長野）

5校 3（宮城、茨城、千葉）

4校 7（青森、新潟、石川、大阪、広島、大分、鹿児島）

3校 9（岩手、秋田、福島、群馬、愛知、京都、兵庫、徳島、愛媛）

2校 13（神奈川、福井、岐阜、滋賀、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、香川、高知、長崎、沖縄）

1校 10（山形、栃木、富山、山梨、静岡、三重、奈良、佐賀、熊本、宮崎）

○ 全国的に職業訓練校の充足率は低下傾向であり、短大校化や施設の再編等が行われている。

神奈川県 平成20年度に4校を1校へ集約、平成25年度に5校を1校へ集約。

静岡県 沼津・清水の訓練校を令和3年度に短大校化。

(6) 議会からの提言や外部有識者等からの意見 等

産業技術専門学院については、社会経済情勢の変化などに伴い、適正な地域配置等を勘案の上、再編整備を検討する必要がある。また、産業構造や就業構造の変化及び少子化、高等学校、専門学校の動向や高学歴化に対応した訓練課程・科目の見直しを行う必要がある。（平成9年度 行財政改革調査特別委員会）

2 課題

○ 少子化による高校卒業生の減少や大学進学率の上昇、企業の高卒採用の増加等により、新規学卒者の入学者は年々減少しており、定員の充足が困難な状況となっている。その結果、産業界から求められている人材を十分に輩出できていない。

○ また、建物の老朽化が進行しており、今後、大規模修繕の増加が予想される。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第7回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）		○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）	○	
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

○ 調査特別委員会（第7回）における審議結果を踏まえ、学院が産業界から求められている人材の輩出を図るため、定員充足率の向上に向け、「カリキュラムの見直し」及び「あり方の検討」を行う。

① カリキュラムの見直し

・先端分野の技術（注）を習得できるよう、充足率が低調な学科（機械、金属、電気分野）を中心に、令和7年度からのカリキュラム拡充に向け検討を進め、内容等が決まり次第、募集手続きを開始。

（注）機械：メカトロニクス、金属：ロボット溶接、電気：シーケンス制御など

② 産業技術専門学院のあり方検討

・産業技術専門学院が、将来にわたり産業界が求める人材の輩出拠点となるよう、将来的な人口動態や産業構造等についても十分に分析の上、再編統合を含めたあらゆる選択肢の検討を行うため、産業界・教育機関・学識経験者を構成員とした「あり方検討会」を設置し、年内を目途に結論を得る。

【理由】

○ 地域産業界において求められる知識・技能を身に付けた人材の輩出拠点としての役割を果たすため。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

技術革新課（産業戦略部）
令和6年6月12日（水）

○施設名 つくば創業プラザ

1 現状

(1) 施設の概要

- 創業を目指す起業家や新たな事業展開を目指す中小企業に対して、創業の準備や事業活動に必要なオフィスを廉価な価格で提供するとともに、支援員による相談や情報提供などを実施している施設である。

所在地	つくば市東新井 13-2
開業年月	令和元年 12 月
施設概要	民間事業者が所有する建物（鉄骨造り、地上 4 階建）の一部（1 階及び 4 階）を借り上げて運営 ・延床面積：264.67 m ² （内訳：1 階 102.74 m ² 、4 階 161.93 m ² ） ・事務室 6 室（1 階：3 室、4 階：3 室）、会議室 等
設置理由	創業のための活動、創業後の事業活動及び新たな事業分野の開拓のための事業活動を支援することにより、本県の産業の振興に資する
設置の根拠法令等	つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例
事業内容	オフィスの提供及び支援員による相談や情報提供など
定員	－
利用料金	104,500 円／月

(2) 管理手法 ※令和 6 年 4 月 1 日時点

- 設置した令和元年度から、指定管理者制度を導入している。

指定管理者	株式会社つくば研究支援センター
指定管理期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日（5 年間）
従事者数	7 人（常勤 7 人、非常勤 0 人）

(3) 利用状況

○ 開業以来、入居率は高い水準で推移している。

【入居率（年度平均）の推移】

(単位：%)

年度	R5 (ピーク)	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
入居率	95.8	83.3	91.7	91.7	87.5	95.8	100

(4) 運営状況

○ 運営については、県からの指定管理料及び入居企業からの利用料収入等を基に、事業計画への助言や販路開拓などの支援のほか、施設の維持管理を行っている。建物は民間事業者の所有であるため、県負担による大規模修繕は無い。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費	
	指定管理料	利用料収入	その他	人件費	維持管理費	事業費	その他			
R1	4,898	2,988	1,881	29	4,898	3,053	1,845	0	0	0
R2	9,763	2,634	6,887	242	9,763	7,357	2,406	0	0	0
R3	9,804	2,634	6,897	273	9,804	7,972	1,832	0	0	0
R4	9,412	2,634	6,545	233	9,412	7,780	1,632	0	0	0
R5	7,487	-	7,194	293	7,487	5,095	1,407	0	985	0
平均	8,273	2,178	5,881	214	8,273	6,251	1,824	0	197	0

※R5からは指定管理料なしで運営

(5) 周辺エリアの動向、他県の類似施設の状況

- つくば創業プラザは、主に創業期にある中小企業・ベンチャー企業を対象とした施設であるため、1部屋当たりの面積を小さくすることで、つくば駅周辺に設置されている他のオフィスとの差別化を図っている。
- 当該施設で成長した企業が、つくば駅周辺のより面積の広いオフィスに入居するなど、将来的に周辺施設とのシナジーが生まれることを期待しているところ。

2 課題

- 高い入居率を維持していくため、適切な施設の維持管理を行うとともに、入居企業の成長に向けて、丁寧な支援を行っていく必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第7回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- つくば駅周辺のオフィス空室率が低いことや賃料が高いことから、創業間もない起業家などの事業活動を支援するために設置した施設であり、起業家等からのニーズが高い。
- また、東京からのアクセスなど交通の利便性の高い立地環境で、小規模かつ低廉なオフィスについては、民間事業者から供給が見込みづらいことから、引き続き県施設として運営していく。
- 今後とも、創業間もないベンチャー企業の掘り起こしや施設の周知等を通じて入居企業を確保することにより、運営の安定化を図るとともに、入居企業に対するきめ細かな支援を行っていく。

○施設名 県立笠間陶芸大学校

1 現状

(1) 施設の概要

- 笠間陶芸大学校では、陶芸に関する専門的な知識及び高度で多様な技術等の習得により、「現代陶芸をリードする陶芸家を輩出する産地」と「手作りを基本に日用陶磁器を生産する産地」の両面を併せ持つ陶芸産地を担う人材の育成を図っている。

所在地	笠間市笠間2346-3
開業年月	平成28年4月
施設概要	施設敷地22,963㎡ 管理棟 鉄筋コンクリート造2階建（延床面積：1,213㎡） 研究棟 鉄筋コンクリート造1階建（延床面積：814㎡） 研修棟 鉄骨造平屋建（延床面積：1,060㎡） 原料処理棟 鉄骨造平屋建（延床面積：607㎡）
設置理由	陶芸に関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、陶芸及び陶磁器産業の発展に資するため
設置の根拠法令等	茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例
事業内容	学生指導及び企業技術者指導
定員	陶芸学科（2年）：各12人、研究科：3人
利用料金	入学試験手数料16,500円、入学料84,600円、授業料234,600円（年額）、専門研修：内容により積算

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、職員総数13人のうち人材育成業務については6人体制（常勤4人、会計年度任用職員2人）で行っている。
- なお、公設試験研究機関内に位置付ける県の組織であることから、指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

- 受験者数は例年定員の2倍を超える状況で推移しており、競合する他県の同様の機関と比較しても高い倍率である。
- 令和2年度から陶芸学科の定員を変更（10人→12人）するとともに、専門研修を開始した。
- 県内だけでなく県外や海外からの受験者もいる状況である。
- 平成28年度の開校から75人が卒業し、多くの卒業生が陶炎祭等地元イベントや海外・県外の個展等で活躍している。

【在学生の推移】

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
陶芸学科1年	10 (27)	10 (22)	10 (18)	10 (23)	12 (23)	11 (20)	12 (26)	12 (22)
陶芸学科2年	—	10	9	9	10	12	9	12
研究科	2 (3)	3 (4)	2 (3)	3 (3)	3 (5)	3 (7)	3 (6)	3 (4)
専門研修	—	—	—	—	13	15	15	10

※ () 内は受験者数

【指導実績】

県内定着者及び陶芸従事者 (H28～R4)

	卒業生数	卒業時県内定着者	陶芸従事者 (R4年度調査)
全総数	75人	54人 (72%)	69人 (92%)

開校からの公募展の成果 (H28～R5)

(単位：人)

	国内公募展		国際公募展	
	卒業生	在校生	卒業生	在校生
入選	26	25	2	1
受賞	8	11	1	0

※令和5年度、課題制作した作品を国際公募展へ出展し、現役学生が入選した。

(4) 運営状況

- 県直営で運営しており、入学料や授業料等の歳入で運営に必要な経費を賅っている。
- 人件費及び修繕費は公設試験研究機関予算で計上している。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】				
		人件費	維持管理費	事業費	その他	
H28	10,153	—	4,140	6,013	0	4,344
H29	10,057	—	5,078	4,979	0	6,646
H30	10,267	—	5,545	4,722	0	6,422
R1	10,572	—	5,063	5,509	0	6,893
R2	7,636	—	5,156	2,480	0	7,579
R3	8,077	—	5,369	2,708	0	7,662
R4	7,751	—	4,894	2,857	0	7,351
R5(見込)	8,297	—	4,631	3,666	0	8,282
平均	9,101	—	4,985	4,117	0	6,897

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 他県においては、栃木県・石川県・滋賀県・佐賀県・多治見市で類似施設を設置しているが、全て直営で運営している。

2 課題

- 全国各地(外国籍を含む)から幅広い年代の生徒が学ぶ場となっているため、在学中に学ぶ一般教養、社会人としての生活知識に加え、卒業後の活動に活かせるよう、経営や税制面での知識を得る機会などが必要といった課題がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第7回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の管理手法により、引き続き人材育成に取り組み、笠間産地の振興・認知度向上を図る。
- 大学校単独では対応しきれない経営等の知識習得については、笠間焼業界や笠間市と連携を図りながら取り組んでいく。

【理由】

- 笠間陶芸大学校は、県行政組織規則の規定によりおかれた産業技術イノベーションセンターの支所として定められた組織であり、窯業の研究開発及び技術支援、陶芸に関する専門的な知識及び技術を有する人材育成を図っている。
- また、「公の施設」であるため、その所有する設備について一般の利用もあるが、公設試験研究機関内に位置付ける県の組織であることから、他者に管理運営を任せることはなじまない。
- 人材育成については、専門的な知識や豊富な経験を持つ職員に加え、高度な知識と技術、豊富な経験と実績を持ち、後進の育成にも熱心な陶芸家2人を特命教授として雇用し、強固な体制を構築している。引き続き、笠間焼業界や笠間市と連携しながら、陶芸産地を担う人材の育成に取り組んでいく。

令和6年度 公の施設等運営状況報告書
(県所有施設)

科学技術振興課 (産業戦略部)
令和6年6月12日 (水)

○施設名 つくば国際会議場

1 現状

(1) 施設の概要

- つくば国際会議場は、地方自治法第 244 条の 1 第 1 項に基づき、科学技術都市つくばの研究開発機能及び国際機能の強化並びに会議参加者等の集客効果による地域経済の活性化を目的に設置した施設であり、本格的な国際会議や学会、展示会等幅広い用途に対応可能な施設となっている。
- 現在ネーミングライツ※を導入しており、大ホールの通称名を「Leo Esaki メインホール」としている。
※ネーミングライツ・パートナー：関彰商事株式会社
契約期間・ネーミングライツ料：令和 4～6 年度・550 万円/年

所在地	つくば市竹園 2 丁目 20 番 3 号
開業年月	平成 11 年 6 月
施設概要	敷地面積 16,666.70 m ² 、延床面積 23,053.86 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階建て、駐車場 74 台
設置理由	科学技術都市つくばの研究開発機能及び国際機能の強化並びに会議参加者等の集客効果による地域経済の活性化を目的として設置
設置の根拠法令等	地方自治法第 244 条の 1 第 1 項、つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例
事業内容	会議場の施設・附属設備及び駐車場の利用承認、会議場の利用の促進、会議場の維持管理、施設等の利用の承認の取り消し等、会議場の開館日及び開館時間の臨時の変更 等
定員	大ホール (1,258 席)、中ホール 200 (200 席)、中ホール 300 (スクール型で 230 席)、 多目的ホール (スクール型で 324 席)、特別会議室 (22 席)、 大／中／小会議室 (分割使用により最大 18 室、スクール型で 12～306 席)
利用料金	つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例により設定 (施設利用料、附属設備利用料、駐車場利用料)

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 平成11年度から施設の運営を委託しており、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

指定管理者	つくばコンgresセンター
指定管理期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
従事者数	52人（常勤46人、非常勤6人）

(3) 利用状況

- 利用者数は令和元年度まで20万人超で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う休館や利用制限、会議等の開催自粛などの影響を受け、令和2年度から3年度は大きく減少している。
- 感染症の収束に伴い、令和5年度にはコロナ禍前（令和元年度）の9割程度（18.3万人）まで回復している。
- 利用者の傾向として、主催者別では企業や各種団体、行政、大学などの利用が多く、また、催事別では会議や研修会、講演会・講習会、学術系の会合などが多くなっている。

【利用者数の推移】

（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29 (ピーク)	H30	R1	R2 (コロナ禍)	R3 (コロナ禍)	R4 (コロナ禍)	R5	R5/ピーク
利用者数	211,030	218,186	212,047	224,787	211,545	200,027	69,709	77,987	153,357	182,668	81.3%

(4) 運営状況

- 令和2年度から3年度は、コロナ禍の影響により利用者数が大幅に減少している。人件費の抑制や消耗品・光熱費削減などコスト縮減を図ったものの、令和3年度は赤字を計上した。
※赤字分は令和4年度に茨城県新型コロナウイルス感染症対策県有施設管理業務支援金により補填
- こうした厳しい状況下においても、オンライン併用によるハイブリッド会議や各種資格試験など、新たなニーズを捉えるための設備強化や営業活動を展開した結果、令和5年度の利用料収入は、コロナ禍前（令和元年度）の水準までほぼ回復している。
- なお、つくば国際会議場が実施した修繕以外に、県においても天井落下防止工事、空調設備修繕、音響映像設備更新等を実施しており、平均で82,258千円となっている。

【収支の推移】

(単位：千円)

年度	歳入計 (A)			歳出計 (B)				収支 (A-B)	【参考】 県実施の 修繕費		
	指定 管理料	利用料 収入	その他	人件費	維持 管理費	事業費	その他				
H26	547,988	70,438	384,567	92,983	547,988	67,484	453,833	0	26,671	0	44,262
H27	518,704	68,439	366,942	83,323	518,704	74,590	417,107	0	27,007	0	43,967
H28	508,660	76,408	357,992	74,260	508,660	69,846	410,333	0	28,481	0	74,260
H29	523,336	77,098	361,461	84,777	523,336	74,337	419,984	0	29,015	0	75,730
H30	545,048	77,098	380,278	87,672	545,048	74,295	435,051	0	35,702	0	144,719
R 1	546,324	80,238	379,762	86,324	546,324	78,987	438,040	0	29,297	0	43,414
R 2	323,447	80,738	140,117	102,592	323,447	70,104	235,167	0	18,176	0	49,731
R 3	306,447	80,738	205,870	19,839	343,270	70,136	254,284	0	18,850	△36,823	123,866
R 4	477,200	80,738	318,226	78,236	440,378	67,267	352,261	0	20,850	36,822	82,159
R 5	515,956	58,738	369,926	87,292	515,956	76,005	408,510	0	31,441	0	140,470
平均	481,311	75,067	326,514	79,730	481,311	72,305	382,457	0	26,549	0	82,258

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 開館から24年が経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化に伴い、近年の修繕費用は増加傾向にある。
- 施設の維持を効率的かつ計画的に行っていくため、長期保全計画を令和4年1月に策定している。
- 今後、更なる修繕費の増加が見込まれるが、限られた予算で競争力のある施設としていくため、長期保全計画を基本に、建物の維持管理や利用者の利便性向上につながる修繕や更新など、指定管理者と協議検討しつつ、県負担の軽減や費用の平準化も考慮しながら計画的に修繕を進めていく。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	40,824	空調調和器オーバーホール、冷却塔オーバーホール
H27	25,812	空調調和器オーバーホール、エスカレーター修繕
H28	51,844	空調機更新、大ホール同時通訳設備更新
H29	56,160	空調用自動制御装置更新、映像音響設備更新（大ホール・中ホール 200・300）
H30	133,920	火災報知設備等更新、同時通訳設備等更新（中ホール 200・300）、ホールプロジェクター更新、駐車場管制機器更新
R 1	28,924	エスカレーター修繕、大ホール音響設備更新
R 2	28,358	空調機フィルター等更新、中ホール 300 音響設備更新
R 3	96,778	中ホール 200 音響設備更新、照明制御機器更新、大ホール映像設備デジタル化
R 4	54,780	中ホール 300 映像設備デジタル化
R 5	106,920	エスカレーター修繕、中ホール 200 映像設備のデジタル化、多目的ホールプロジェクター整備
計	624,320	

(5) 周辺エリア、類似施設等の状況

- 筑波研究学園都市は国や民間の研究機関、大学などが集積する我が国最大のサイエンスシティであり、現在、29 の国等の研究・教育機関を始め多くの民間研究所等が立地し、官民あわせて約 1 万 7 千人が市内の研究機関に勤務している。
- つくばエクスプレスの開通や圏央道の整備により、開館当初と比較すると首都圏や成田空港からの交通利便性が大きく向上している。
- Gメッセ群馬（高崎市）やライトキューブ宇都宮（宇都宮市）など近県で類似施設の新規開業が相次いでいるが、つくばの強みを活かし、新たなニーズを捉えた戦略的な営業活動により差別化を図っていく。

(6) 意見・提言等

令和 2 年度魅力向上に関する調査特別委員会において、新型コロナウイルス感染症による影響により、国際会議の誘致や開催に係る環境が変化しており、国際会議の在り方に大きな変化が予想される中、オンライン会議の併用など、新たな局面に対応した国際会議場の活用方法について検討していく必要がある旨の提言があった。本提言を受け、機器更新により Wi-Fi 接続環境の向上を図るとともに、大ホール映像設備のデジタル化により利便性向上を図った。

2 課題

- 開館から24年が経過し、施設の老朽化や設備の経年劣化が生じており、今後、特定天井、屋上防水、空調機器、電気設備など、大規模修繕を計画的に行えるよう、財源確保や負担の平準化を検討する必要がある。
- 令和4年度以降、利用者数や会議件数は回復傾向にあるが、依然としてピーク時（平成29年度）の水準までには回復できていない。
- エネルギー価格高騰に伴う光熱水費の更なる負担増が懸念されるが、維持管理費の大幅な削減が難しい。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第5回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行の指定管理者制度による管理運営を継続し、更なる利用促進を図るとともに、適正かつ効率的に維持管理を行う。

【理由】

- 当施設は、つくばにおける研究機関や大学等の集積を最大限に活用し、研究学園都市における交流の場やサイエンスシティつくばを世界に発信する中核施設として活用されており、条例で定められている目的を踏まえ、引き続き、学術研究交流や国際交流、県内科学技術振興などの拠点としての役割が期待されている。
- 民間事業者のノウハウを活かして、サービスの質の向上や営業活動の展開、経費節減などを図るため指定管理者制度を導入しているところであり、引き続き、指定管理者による施設運営を継続する。
- 今後、更なる修繕費の増加が見込まれるが、長期保全計画を基本に、建物の維持管理や利便性向上、耐用年数や劣化の状況など修繕の必要性を指定管理者と協議しながら、県負担の軽減や平準化も考慮して計画的に修繕を進めていく。

○施設名 いばらき量子ビーム研究センター

1 現状

(1) 施設の概要

- いばらき量子ビーム研究センター1号棟は、世界最高性能の研究施設「大強度陽子加速器施設（J-PARC）」の開設に合わせ、同施設の利用を促進するため、近接地に量子ビームに関連する研究開発支援及び研究者・産業界の相互交流等の目的をもって設置し、産学官連携の研究拠点施設の役割を担っている。
- また、同敷地内に、最先端のがん治療法である「ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）」の実用化推進のため、いばらき量子ビーム研究センター2号棟を設置し、BNCTの実証的な共同研究を実施している。
- なお、敷地及び施設は日本電信電話株式会社の所有だったものであり、県で購入後、施設を改修の上、開設した。
- 企業や大学、研究機関等に実験室・研究室・会議室を貸出すほか、J-PARCに訪れる研究者の総合窓口である「ユーザーズオフィス」や産学官交流を促進する「交流コーナー」（いずれも1号棟）などを備える。
- 現在ネーミングライツを導入^{*}しており、「AYA'S LABORATORY 量子ビーム研究センター」を通称名としている。

※ネーミングライツ・パートナー：中山商事株式会社（日立市）

契約期間・ネーミングライツ料：令和4～6年度、200万円/年

	1号棟	2号棟
所在地	那珂郡東海村白方162番地1	同左
建築年月	昭和63年1月（平成19～20年度に県が改修）	昭和59年7月（平成23～24年度に県が改修）
開設	平成20年12月	平成25年4月
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下2階 延床面積：17,270.09㎡	鉄筋コンクリート造 地上3階地下2階 延床面積：2,736.11㎡
施設内容	県管理事務室、研究室（57室）、実験室（39室）、会議室（4室）、ユーザーズオフィス、交流コーナー	研究室（1室）、実験室（19室）
利用料金	1,050円/㎡/月（研究室、実験室） 7,020円/日（大会議室）等	1,570円/㎡/月（地上1～3階） 2,350円/㎡/月（地下1～2階）
設置の根拠法令等	いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例	
事業内容	J-PARC及び県ビームラインの産業利用促進、地域産業の推進、研究交流拠点施設およびホウ素中性子捕捉療法（BNCT）の実証的な共同研究を行う産学官連携拠点施設の維持・管理・運営	
定員	—	

(2) 管理手法 ※令和6年4月1日時点

- 管理運営は全て直営で実施し、施設管理については駐在職員2人（常勤1人、非常勤1人）を配置している。
- また、電気設備や空調設備、給排水設備、消防防災設備など庁舎全般の管理・監視のほか、設備の日常点検や軽微な修繕作業などの維持管理業務は委託しており、これらに対応するため、委託業者の技術者1人が施設に常駐している。
- なお、いばらき量子ビーム研究センター2号棟は、BNCTの研究主体として入居している筑波大学が、施設内に放射線管理区域を設定するなど特殊な施設となっており、原子力規制庁との調整で、筑波大学が放射線管理を行い、県は施設管理者としてこれを監督する、という条件で放射線利用について承認されている（平成26年2月28日）ことから、指定管理者制度の導入は行っていない。

(3) 利用状況

① 実験室・研究室

- 1号棟の入居率は毎年度ほぼ100%であり、多くの企業や研究機関等に利用いただいている。
- 2号棟の入居率は70%程度に留まっている。
- 令和5年度末では、1号棟、2号棟合わせて18機関、約340人/日が利用している。

【入居機関数等の推移】

(1号棟)

年度	R3 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用居室数 / 利用可能居室数	95/95	90/90	88/90	90/90	90/90	91/91	93/93	95/95	95/95	93/95	91/94	96%
入居率	100%	100%	98%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	98%	97%	97%
入居機関数	14	14	15	15	14	15	15	14	14	14	13	93%

(2号棟)

年度	R4 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用居室数 / 利用可能居室数	14/20	14/20	14/20	14/20	14/20	13/20	13/20	14/20	14/20	14/20	14/20	100%
入居率	70%	70%	70%	70%	70%	65%	65%	70%	70%	70%	70%	100%
入居機関数	6	5	5	5	5	4	4	5	6	6	5	83%

② 会議室

- 会議室利用者は累計で10万人を超えているが、平成27年度をピークに、①平成28年に東海駅近くに村営施設（東海村産業・情報プラザ）が開設し、東海村役場関連の会議やイベント等がそちらに移ったこと、②新型コロナウイルス感染症の影響などにより減少に転じている。令和4年度以降は②の影響が少なくなったことで利用者は回復基調であり、令和5年度の利用者はピーク時の25.4%となっている。
- また、施設の性格上、J-PARCを始めとした最先端の研究発表等が多く、令和2、3年度を除き、毎年度4～10件の国際会議が開催されている。

【会議室利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H27 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	11,592	9,990	11,592	8,076	4,617	4,755	3,737	405	393	2,146	2,949	25.4%

③ ユーザーズオフィス (J-PARC 利用者総合窓口)

- J-PARC を利用し研究等を行う者は、いばらき量子ビーム研究センター1号棟に設置されたユーザーズオフィスにて入構に当たっての事務手続きやIDカードの受取り、施設安全や放射線に関する講習受講を行う必要がある。
- ユーザーズオフィス利用者は4,000人から5,000人程度で推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響によるJ-PARC利用減に伴い一時的に減少したが、令和5年度は以前の水準に戻りつつある。

【ユーザーズオフィス利用者数の推移】

(単位：人)

年度	H30 (ピーク)	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5/ピーク
利用者数	4,975	4,150	3,875	4,689	4,661	4,975	4,521	2,475	3,038	3,558	4,317	86.8%

(4) 運営状況

- 歳出額が少しずつ増加しているが、主な要因としては修繕費用や電気料金高騰に伴う光熱水費の増によるもの。

【歳出の推移】

(単位：千円)

年度	歳出計	【参考】			
		人件費	維持管理費	事業費	その他
H26	99,292	12,238	87,054	0	0
H27	95,230	12,238	82,992	0	0
H28	111,523	11,134	100,389	0	0
H29	136,587	11,229	103,758	0	21,600
H30	142,430	11,253	131,177	0	0
R 1	126,568	6,712	99,011	0	20,845
R 2	155,727	6,713	117,345	0	31,669
R 3	133,529	6,675	105,954	0	20,900
R 4	160,783	11,478	127,659	0	21,646
R 5 (見込)	138,375	11,987	126,388	0	0
平均	130,004	10,166	108,173	0	11,666

【参考】
使用料収入
116,356
115,155
119,387
129,611
130,874
121,392
129,116
136,142
157,821
141,870
129,772

【大規模修繕の推移】(10,000千円以上の修繕を記載)

- 1号棟、2号棟とも建築から30年以上が経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化に伴い、平成29年度以降、修繕費は増加傾向にある。その中には屋上防水修繕のほか、エレベーターや防災システム修繕といった設備の大規模修繕も含まれている。
- 施設の修繕を効率的かつ計画的に行っていくため、長期修繕計画を平成30年度に策定している。

(単位：千円)

年度	修繕実績額	修繕内容
H26	0	
H27	0	
H28	0	
H29	21,600	エレベーター修繕（1号棟）
H30	0	
R 1	20,845	防災システム修繕
R 2	31,669	エレベーター修繕（2号棟）
R 3	20,900	防災システム修繕
R 4	21,646	1号棟屋上防水修繕
R 5	0	
計	116,660	

(5) 周辺エリアの動向

- 施設は、近接地の世界最高性能の研究施設 J-PARC の利用手続きのほか、研究者同士の交流や研究成果の発表などで利用されているところであり、J-PARC と連携した最先端の研究の推進に寄与している。
- また、当施設の研究室や実験室の利用者も J-PARC を中心に最先端技術の量子ビーム技術を活用し、研究や実験に取り組んでいるところであり、様々な成果も創出されている。

2 課題

- 建築から30年以上が経過しており、施設の老朽化や設備の経年劣化などが生じている。特に最近では、空調機や衛生設備の故障等による突発的な対応が必要となるケースがあることから、引き続き計画的に修繕を行うとともに費用の平準化を目指す必要がある。

3 対応方針

区分	今後の取組方針（案）	今回報告	前回報告 （第7回調特）
①	現状維持（現行の管理手法等での施設運営の合理化等）	○	○
②	施設のあり方検討（サウンディング調査の実施、外部委員会の開催等）		
③	民間活力導入による運営改善（施設リニューアル等）		
④	他団体への譲渡・譲与（民間、市町村等）		
⑤	廃止・休止・統合		

【方針】

- 現行での施設運営により合理化を図る。

【理由】

- 当施設は、J-PARC の利用促進とともに、東海地区における研究機関や企業、大学等の集積を最大限に活用し、量子ビームに関する研究や産学官の交流の中核施設として利用されており、周辺地域に代替施設は無いことから、引き続き、研究開発及び交流の拠点として期待されている。
- また、2号棟で行われている量子ビームを活用した次世代のがん治療法である BNCT の研究については、実際に患者に対し中性子線を照射する臨床試験が実施されており、放射線の安全管理を含め、現行の体制にて県が施設を管理運営する必要がある。
- 施設では、今後、更なる修繕費の増加が見込まれるが、長期修繕計画を基本に、法定点検や日常点検の結果も踏まえて必要な修繕を把握し、長寿命化を目指し計画的に進めていく。